

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
白老町	下水道事業	特定環境保全公共下水道	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
		●		●			

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(下水道事業)広域化等				
実施済	●	(実施類型) 汚水処理施設の統廃合 処理場廃止あり 処理場廃止なし	(取組の概要及び効果) 昭和43年に供用開始し52年が経過したし尿処理施設について、下水処理施設との一元管理により汚水処理施設共同整備事業(MICS事業)として平成29年度から31年度まで3か年で改築。平成29年度にはMICS施設の実施設計、浄化槽汚泥等受入施設の建設工事実勢価格調査を実施。平成30年度・令和元年度にて両施設の土木建設、電気・機械設備工事を実施し、令和2年7月1日にし尿処理施設として供用開始している。	(実施(予定)時期) 令和 2 7 1 年 月 日	
			公共下水・流域下水の統合 公共下水同士の統合 農業排水・公共下水との統合 特環施設と公共下水との統合 その他		
実施予定		汚泥処理の共同化 維持管理・事務の共同化 最適な汚水処理施設の選択(最適化)			
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)		

取組事項	民間活用(包括的民間委託)				
実施済	●	(取組の概要及び効果) 受託者は自らのノウハウを最大限活用して委託者(町)が所有する施設の運転管理及び施設管理を主体的に行い、下水を下水を連続かつ安定的に排出処理し、現行のサービス水準の維持、向上を図っている。既存施設の特質を十分理解し、十分な危機管理と安定処理を確保できる万全な業務履行体制で臨んでおり、下水道事業の公共性を理解したうえで地域住民に対する適切な配慮を行っている。	((実施済のみ)性能発注内容) 受託者が最低限度満たすべき要件を定めた業務要求水準所により、次の内容を定めている。①処理場施設の運転操作、②監視、③設備の保守点検、④施設管理、⑤環境計測、⑥環境対策、⑦中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ所、⑧物品の調達管理、⑨修繕	(実施(予定)時期) 平成 23 4 1 年 月 日	
実施予定		(取組の概要)	(検討状況・課題)		
検討中					